

第 67 号議案

滋賀県立高等学校通信教育に関する規則の一部改正について

滋賀県立高等学校通信教育に関する規則（昭和 36 年滋賀県教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 22 日

滋賀県教育委員会

滋賀県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県立高等学校通信教育に関する規則（昭和36年滋賀県教育委員会規則第 12号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「(保護者等の届出等)」に改め、同条第 1 項中「保護者および保証人」を「保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他これに準ずる者をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条の 2 中「保護者」を「保護者等」に改める。

第13条の「保護者および保証人」を「保護者等」に改める。

第14条の 1 中「保護者」を「保護者等」に改める。

第15条の「保護者」を「保護者等」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県立高等学校通信教育に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 主な改正の理由

民法(明治29年法律第89号)の一部改正により成年年齢が18歳に引き下げられることおよび個人根保証契約において保証人の責任を明確にするため極度額を設定することとされたことにより、滋賀県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正しようとするものです。

2 改正概要

- (1) 「保護者」を「保護者等」に改め、その定義を「学校教育法(昭和22年法律第26号)第16号に規定する保護者その他これに準ずる者」とします。(第12条、14条、15条関係)
- (2) 「保護者および保証人」を「保護者等」に改めます。(第12条、第13条関係)
- (3) この規則は、令和6年4月1日から施行し、様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができることとします。

滋賀県立高等学校通信教育に関する規則新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第11条まで 省略 (保護者および保証人)</p> <p>第12条 入学を許可された者は、<u>保護者および保証人</u>を入学の日から10日以内に校長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の<u>保護者</u>は、独立の生計を営む成人とする。</p> <p>第13条 <u>保護者および保証人</u>は、学校に対してその生徒の身上に関する一切の責任を負わなければならない。 (休学)</p> <p>第14条 生徒が病気その他やむを得ない理由のため休学しようとするときは、その理由および期間を記した書類に<u>保護者</u>と連署のうえ医師の診断書等その理由を証する書類を添えて校長に願い出ることができる。</p> <p>2 省略 (復学)</p> <p>第15条 休学の期間内にその理由が消滅し、復学しようとする生徒は、医師の診断書等これを証する書類に<u>保護者</u>と連署のうえ校長に願い出なければならない。</p> <p>第16条以下 省略</p>	<p>第1条から第11条まで 省略 (<u>保護者等の届出等</u>)</p> <p>第12条 入学を許可された者は、<u>保護者等</u>(<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者その他これに準ずる者をいう。以下同じ。</u>)を入学の日から10日以内に校長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の<u>保護者等</u>は、独立の生計を営む成人とする。</p> <p>第13条 <u>保護者等</u>は、学校に対してその生徒の身上に関する一切の責任を負わなければならない。 (休学)</p> <p>第14条 生徒が病気その他やむを得ない理由のため休学しようとするときは、その理由および期間を記した書類に<u>保護者等</u>と連署のうえ医師の診断書等その理由を証する書類を添えて校長に願い出ることができる。</p> <p>2 省略 (復学)</p> <p>第15条 休学の期間内にその理由が消滅し、復学しようとする生徒は、医師の診断書等これを証する書類に<u>保護者等</u>と連署のうえ校長に願い出なければならない。</p> <p>第16条以下 省略</p>